

令和6年第6回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年6月7日(金)午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (15人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 (5人)

	3番	北澤 良祐
	7番	田村 勝美
	10番	森澤 明
	16番	吉田 真己
	19番	木村 正樹

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	議案 第15号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第16号 農地法第4条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 5	議案 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見について
日 程 第 6	議案 第18号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
日 程 第 7	議案 第19号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)
日 程 第 8	報告 第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

農業委員会事務局

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 阪本 幸華
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号3番北澤委員、7番田村委員、10番森澤委員、16番吉田委員、19番木村委員から欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中9名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和6年第6回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、4番 菊岡委員、5番 奥村委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p> <p>日程第3、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号10番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号10番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は城陽市中 ●● ●、譲受人は城陽市寺田 ●●●●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 譲受人の●● ●●さんは、資料1のとおり就農理由書、営農計画書を提出されており、営農の確実性を確認するためにあわせて上申書、農機具貸借に関する覚書等の提出を受け確認しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

●●委員 譲受人の年齢と職業についてお聞かせください。

事務局 譲受人の年齢は41歳で、職業は会社役員です。

会 長 譲受人は●●●●●●の社長の甥にあたり、農業に興味があり農地を購入して農業をしたいとのことです。農業の指導者として●●委員が指導されます。
新規就農者のすそ野を広げるため、これまでの経歴がないような場合でも適正な指導者がつけば委員会としても前向き検討していきたいと思えます。

会 長 他に質疑はありますか。
質疑がないので、採決に入ります。
受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市枇杷庄 他1筆 地目は田及び畑
面積は、合計793平方メートル
申請人は、京都市南区 ●● ●●
資料2に位置図等を添付しております。
本案件は議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見についての受付番号7番と同一事業となりますので取りまとめて説明いたします。

転用目的は、露天駐車場。
転用理由は、近隣の方からの需要があり、駐車場として利用したいため転用されま
す。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。
現況は畑、北側は里道、東側は水路、南側は道路、西側は雑種地。
雨水排水は、土に自然浸透。
汚水・生活雑排水は、発生しません。
南部土地改良区からは、雨水排水については、附近農地に被害のない様に計画図面のとおりに処理すること。

農政課からは、周辺農地に影響のないようにご配慮願います。

環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地北側に存する里道を取り込まないよう注意してください。
- ・里道等に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。畑として適正に管理されており、周辺農地に影響がなく、問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。
受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市枇杷庄 他3筆 地目は畑
面積は、合計931.86平方メートル
申請人は、城陽市枇杷庄 ●●●、●●● ●●●
資料3に位置図等を添付しております。

転用目的は、露天駐車場。

転用理由は、以前から近鉄富野荘駅に近い駐車場の問い合わせがあり、要望に対応するために貸駐車場として利用したいためです。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。

現況は畑、北側は里道、東側及び南側は雑種地、西側は田及び畑。

雨水排水は、西側の構造物を沿って既設のトラフがあり、トラフからパイプをとおり側溝に流れます。

汚水・生活雑排水は、発生しません。

南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、附近農地に被害のない様に計画図面のとおり処理すること。
- ・今回の転用に関する内容を十分に説明されたのち、隣接耕作者の同意書を添付すること。

農政課からは、周辺農地に影響のないようにご配慮願います。

環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは、

- ・申請地北側に存する里道を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地東側に存する水路を取り込まないよう注意してください。
- ・里道等に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願いします。
- ・水路等に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願いします。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、私から報告を致します。

資料のとおり、申請地は線路沿いで畑として野菜やいちじくを栽培されており、隣接農地耕作者からの同意書もあり、問題ないと考えますので審議のほどよろしく願います。

会 長 只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号2番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

利用したいためです。

市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。

現況は工事関係者の駐車場用地、北側は田、東側は田及び畑、南側は里道、西側は道路。

雨水排水は、用地全体が東向きの片勾配となっており、東面に U 字溝、溝幅 240 排水溝を設置。北東角の集水桝で集水し、隣接地内の直径 300 ミリメートル排水管を経て、南部土地改良区管理の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水は、発生しません。

南部土地改良区からは、

- ・雨水排水については、既設排水管を通じ転用地北側の排水路に放流すること。提出された計画図面のとおり施行し、付近農地に被害のないようにすること。
- ・隣接耕作者に今回の一時転用の内容に関する事を十分に説明し、隣接耕作者の同意書を添付すること。
- ・今回の申請は、令和 7 年 12 月 31 日までの一時転用なので期間が来れば元通りの農地に戻すこと。
- ・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・土地改良区の要望については、誠意をもって対応すること。

環境課からは、現場作業が発生する場合は可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

文化・スポーツ推進課からは、申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地水主神社東遺跡に該当します。地面の掘削を伴う工事实施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

農政課からは、周辺農地に影響のないようにご配慮願います。

等の意見が付されております。

会 長

本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりであり、一時転用の延長とのことで問題ないと考えますので審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 8 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第6、議案第18号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借についてを上程し、受付番号32番と33番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号32番と33番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号32番について説明します。
本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号33番について説明します。
本案件は新規設定で権利の種類は賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手はいずれも城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 父から農業経営を継承され自らの意向に沿った形での農地貸借を考えられており、適格性等について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号32番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号33番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第7、議案第19号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、一括方式についてを上程し、受付番号7番から10番について事務局から説明い

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号9番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号10番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号11番と12番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号11番と12番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号11番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号12番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市市辺 ●● ●●

中間管理機構を利用して貸借するものです。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。借り手は若い就農者であり、いちじく栽培の規模拡大に取り組まれており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号11番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号12番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号13番について、事務局から説明いたします。

事務局

受付番号13番について説明します。

本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は宇治市小倉町 ●● ●

中間管理機構を利用して貸借するものです。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局

借り手の●● ●さんは、花を中心に耕作されている宇治市の担い手認定農家であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号13番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第8、報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号21番から27番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号 2 1 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市神明 ●● ●●●です。

受付番号 2 2 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●● ●●●です。

受付番号 2 3 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●●です。

受付番号 2 4 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●です。

受付番号 2 5 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●です。

受付番号 2 6 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号 2 7 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市水主 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第 8 を終了します。
以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第 6 回定例総会を終了致します。
続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員